兵庫県立大学会計研究科規程第１号

会計研究科規程

（趣旨）

第１条　この規程は、兵庫県立大学大学院学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第76号。以下「大学院学則」という。）に基づき、兵庫県立大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）の教育研究上の目的、教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

（専決事項の規定）

第２条　公立大学法人兵庫県立大学決裁規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第６号）第４条に規定する専決事項として会計研究科長（以下「研究科長」という。）が専決するものについて、本規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

（研究科における教育研究上の目的）

第３条　本研究科は、監査業務や税務業務などの担い手、企業など民間部門における専門的な実務の担い手、自治体など政府・非営利部門における専門的な実務の担い手として、高い資質・職業倫理・専門的能力に加えて、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力など高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の育成を目的とする。

（授業科目及び単位数）

第４条　本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第１のとおりとする。

２　授業科目の種別及び授業時間数等は次のとおりとする。

（１）講義及び演習については、15時間の授業をもって１単位とする。

（２）実習及び実技については、30時間の授業をもって１単位とする。

（３）一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前２号に規定する基準をもって１単位とする。

３　各年度の開講科目名、授業時間数は学年の始めに告示する。

（履修科目の届出）

第５条　学生は、履修しようとする授業科目については、毎学年の所定の期日までに履修科目の届出をしなければならない。

２　各学期において、履修科目の届出を行うことのできる単位数は原則として18単位以内とする。

　前段に定める単位数の計算は、通年科目にあってはその単位数に２分の１を乗じて得た数を当該科目の単位数として行う。

３　学生は、履修科目の届出をした授業科目でなければ試験を受けることができない。

４　届出期限後の履修科目の変更は、原則として認められない。ただし、特別の理由があるときには当該科目担当教員の承認を得て研究科長に変更を願い出ることができる。

５　開講科目、授業時間割等が中途変更された場合はその都度、履修科目の届出の変更を認める。

（他研究科又は学部の授業科目の履修）

第６条　学生は、他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。

２　研究科長は、前項の規定により、他の研究科又は学部授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係研究科長又は学部長と協議しなければならない。ただし、経営学研究科、経済学研究科及び経営研究科にあっては、この限りではない。

３　第１項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科長が相当と認めるものについては、会計研究科教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いた上で、修了所要単位数に算入することができる。

（編入学）

第７条　他の大学院から編入学を希望する者があるときは、選考の上これを許可することができる。

２　前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、研究科長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、これを行うものとする。

３　大学院学則第19条第３項に規定する本研究科に編入学を希望する者に係る入学資格は、同条第１項を準用する。

４　第１項の選考に関して必要な事項は、研究科長が教授会の意見を聴いた上で、別に定める。

（他大学院学生の受入れ）

第８条　研究科長は、大学院学則第14条の規定により他大学院学生が本研究科における履修を願い出る者があるときは、研究科長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

（転研究科）

第９条　研究科長は、学生が他の研究科に転科を希望する旨を申し出たときは、研究科長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

２　研究科長は、前項の規定により転科の許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。

３　他の研究科の在学生で本研究科に転科を希望する者があるときは、選考の上相当年次に転科を許可することができる。

４　前項の選考に関して必要な事項は、研究科長が教授会の意見を聴いた上で、別に定める。

（単位修得の認定）

第10条　単位修得の認定は各授業科目担当の教員により、当該履修年度内に筆答試験によって行うことを原則とし、併せて平常の成績、報告及び出席状況等を勘案する。

２　筆答試験によらない場合、成績判定の方法と評価の基準をあらかじめ各教科ごとに学生に知らせる。

（成績）

第11条　授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

（１）成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。

（２）合格した科目には所定の単位を与える。

（３）合格した科目の成績は、Ａ＋、Ａ、Ｂ及びＣの評語をもって表し、その区分は、次のとおりとする。

ア　Ａ＋（90点以上）

イ　Ａ　（80点以上90点未満）

ウ　Ｂ　（70点以上80点未満）

エ　Ｃ　（60点以上70点未満）

２　合格した科目については、再評価しない。

３　休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。

（履修方法に関する研究科規程への委任）

第12条　この規程に定めるもののほか、履修方法等については、会計研究科履修規程の定めるところによる。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	備　　考
基本科目	会計職業倫理	1	2		
	基礎演習	1	4		
	簿記Ⅰ	1		2	10単位以上修得。
	財務会計	1		2	
	原価計算Ⅰ	1		2	
	管理会計Ⅰ	1		2	
	監査概論	1		2	
	租税法Ⅰ	1		2	
	公会計概論	1		2	
	経営学概論	1		2	
	ミクロ経済学	1		2	18単位以上修得。
	企業法概論	1		2	
	統計学	1		2	
発展科目	簿記Ⅱ	1		2	
	会計基準Ⅰ	1		2	
	会計基準Ⅱ	1		2	
	会計基準Ⅲ	2		2	
	会計制度・ディスクロージャー	2		2	
	国際会計	2		2	
	英文会計	1・2		2	
	ＩＦＲＳ会計	2		2	
	財務会計特論	2		2	
	原価計算Ⅱ	1		2	
	管理会計Ⅱ	1		2	
	経営分析	2		2	
	管理会計特論	2		2	
	監査基準	1		2	
	内部監査・内部統制	2		2	
	ＩＴ監査	2		2	
	監査特論	2		2	
	租税法Ⅱ	1		2	
	法人税法	1・2		2	
	所得税法	1・2		2	
	租税法特論	2		2	
	政府会計	1		2	
	公営企業会計	1・2		2	
	非営利組織会計	1・2		2	
	行政法	2		2	
	ニュー・パブリック・マネジメント	2		2	
	公会計特論	2		2	
	経営組織	1		2	
	経営戦略	2		2	
	経営情報システム	2		2	
	生産マネジメント	1・2		2	
	人的資源マネジメント	1・2		2	
	マーケティング	2		2	
	財務マネジメント	2		2	
	ビジネス・モデル	2		2	
	ビジネス特論	2		2	
	マクロ経済学	1・2		2	
	財政学	2		2	
	民法Ⅰ	1		2	
	民法Ⅱ	2		2	
	会社法Ⅰ	1		2	
	会社法Ⅱ	2		2	
	経営統計	1		2	
応用・実践科目	財務会計ケーススタディ	2		2	４単位以上修得。
	管理会計ケーススタディ	2		2	
	監査ケーススタディ	2		2	
	租税法ケーススタディ	2		2	
	公会計ケーススタディ	2		2	
	ビジネス・ケーススタディ	2		2	
	研究演習	2		4	
修　了　所　要　単　位					４８単位以上